

お年寄りらの「専用駐車区間」が、4月19日から全国の官公庁や病院、福祉施設等の近くの道路上に設けられます。これは駐車場を探す苦勞と危険性を減らし、交通事故を防ぐための新制

度。「標章車専用」「P」と表

示された道路標識が目印になります。

- 利用対象者は①70歳以上のお年寄り②聴覚障害または身体が不自由で運転免許に条件がついている人③妊娠中または出産後8週間以内

お年寄りら駐車OK

の人。あらかじめ地元の警察署に申し、標章の交付を受ける必要があります。

さらに、駐車に際しては、標章の交付を受けた本人が普通乗用車

(軽四輪車も含む)を運転し、

標章をフロントガ

ラスの内側に置かなければなりません。標章のない車がこの区間に駐車すれば、通常の駐車違反より高い反則金が課せられます。



交通安全二口メモ